

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日か休日に當り
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
◇告 示 林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託の
一部改正

松くい虫の特別防除の実施
森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令
靡の指定の一部改正

規 則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第十四条関係)」に改め、同表の1の3中「冷凍水産物」を「冷凍鯨肉以外の冷凍水産物」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年五月十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五十五号

昭和五十一年十月鳥取県告示第七百八十三号(林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託について)の一部を次のように改正する。

和昭五十二年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「山郷森林組合

を削る。

那岐森林組合」

鳥取県告示第三百五十六号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の

規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同法同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

岩美郡福部村の鳥取森林計画区一林班のうちA及びCの各小班、二林班のうちAからFまでの各小班、三林班のうちC及びEの各小班、四林班のうちA及びBの各小班、三八林班のうちD、G及びHの各小班、三九林班のうちCからEまでの各小班並びに四〇林班のうちD及びEの各小班的区域内に存する松林の区域

鳥取市の鳥取森林計画区二林班のうちAからDまで及びFからHまでの各小班、三林班のうちGからKまでの各小班並びに二〇八林班のうちA小班的区域内に存する松林の区域

二 期間

昭和五十二年五月二十九日から昭和五十二年六月二十七日まで

鳥取県告示第三百五十七号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

西伯郡淀江町の米子森林計画区二〇林班のうちAからDまでの各小班、二一林班のうちAからDまで及びFからJまでの各小班並びに二二林班のうちAからFまでの各小班並びに大字西原字大転場一、四五五の四から一、四五五の八まで、一、四五五の二七、一、四五五の二八、一、四五五の三四、一、四五五の五三、一、四五五の五五、一、四五五の五八、一、四五五の六一から一、四五五の六五まで、一、四五五の六七、一、四五五の六八、一、四五五の七〇、一、四五五の七一、一、四五五の七五、一、四五五の七七及び一、四五五の八三から一、四五五の八五まで、字新林一、三八四の二並びに字鍛冶屋林一、四〇三の一及び一、四〇三の二の区域内に存する松林の区域

岩美郡福部村の鳥取森林計画区三八林班のうちCからEまで及びIの各小班並びに三九林班のうちC及びDの各小班的区域内に存する松林の区域

倉吉市の倉吉森林計画区四林班のうちCの小班、五林班のうちBの小班、一六林班のうちB及びCの各小班並びに一六七林班のうちAの小班的区域内に存する松林の区域

2 期間

昭和五十二年五月二十九日から昭和五十二年六月二十七日まで

二 松林病虫害等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において森林病虫害等の被害を受け、又は受け

るおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、淀江町の区域にあつては当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を、福部村及び倉吉市の区域にあつては当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を一の二に掲げる期間内に行つた者又はその代理人は、速やかに、その旨を所轄の地方農林振興局長に届け出なければならぬ。

鳥取県告示第三百五十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立第一更生指導所 気高郡鹿野町大字今市」を削る。